

# 鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月27日

鴻巣市条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されない場合又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始するときは、当該事務について、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の取得の対象者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が定める事項

2 市の機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は事務を廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、その内容を一般の閲覧に供さなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鴻巣市条例第21号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くこ

とが特に必要であると認めるときは、鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年鴻巣市条例第31号）第1条に規定する鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

第2条 鴻巣市個人情報保護条例（平成17年鴻巣市条例第148号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定の施行の日前に旧条例第8条第1項又は第2項の規定により行った個人情報取扱事務の届出については、第3条第1項又は第2項の規定により行った届出とみなす。

2 次に掲げる者に係る旧条例第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
- (2) 前条の規定の施行前において旧条例第10条第2項各号の業務に従事していた者

3 前条の規定の施行の日前に旧条例第16条、第29条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の

開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第53条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鴻巣市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「鴻巣市個人情報保護条例（平成17年鴻巣市条例第148号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。